

電気機械器具関係製造業最低賃 都道府県労働局別決定状況

労働局名	現行最低賃改正日	件 名 等	品 目	工 程	規 格	金 額	備 考
青森	令和3年5月1日	電気機械器具	コネクター	差し （コンタクトをインシュレーターに差し込むことをいう）	1 端子ごとに差すもの	100端子につき 26円45銭	822円（D） H29. 5. 1 23円88銭
					連続端子となっているもの	100回につき 56円84銭	H29. 5. 1 51円32銭
岩手	平成28年5月18日	電気機械器具	コネクタ	端子入れ （コネクタ本体の組立において、連続端子を差すことをいう。）	10芯以上20芯以下の連続端子を2枚差すもの	1個につき 78銭	821円（D） H23. 4. 27 65銭
			自動車用ワイヤーハーネス	カブラー差し （電線の端子に取り付けられた端子をカブラーに差し込むことをいう。）	単線 1 本のもので、かつ、電線の長さが 2 メートル以下のもの	1個につき 69銭	H23. 4. 27 54銭
宮城	平成30年5月2日	電気機械器具	コネクター	差し （コネクターの指定の位置に、シールド線又はリード線の末端に取り付けられた端子を差し込むことをいう。）	シールド線について行うもの	1ピンにつき 48銭	853円（C） H27. 4. 30 45銭
					リード線について行うもの	1ピンにつき 37銭	H27. 4. 30 34銭
福島	令和2年9月1日	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス	コネクター差し	電線の末端に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう		1端子につき 32銭	828円（D） H29. 5. 1 29銭
茨城	平成16年4月1日	電気機械器具	リード線又はシールド線	端子加工 （リード線又はシールド線の端子をハウジング（カブラー又はコネクター）に差し込むことをいう。）		1ピンにつき 40銭	879円（B）
栃木	平成20年4月20日	電気機械器具	コネクター	差し （電線の末端に取付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。）	リード線について行うもの	1ピンにつき 40銭	882円（B）
群馬	平成25年5月15日	電気機械器具	コネクター	差し	2ピン以上10ピン以下のもの	1ピンにつき 58銭	865円（C）
東京	令和1年7月31日	電気機械器具	コネクター	差し （リード線又はシールド線の末端に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。）		1端子につき 80銭	1041円（A） H19. 2. 10 75銭
神奈川	平成30年4月26日	電気機械器具	コネクター	差し （コネクターの指定の位置にリード線又はシールド線の末端に取り付けられた端子を差し込むことをいう）	リード線について行うもの	1か所につき 58銭	1040円（A） H18. 3. 29 50銭
					1しんのシールド線について行うもの	1か所につき 63銭	H18. 3. 29 54銭
					2しんのシールド線について行うもの	1か所につき 66銭	H18. 3. 29 57銭
山梨	令和2年12月30日	電気機械器具	コネクター	差し （リード線の末端に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう）		1端子につき 51銭	866円（B） H29. 5. 5 47銭
長野	平成19年9月28日	電気機械器具	自動車用ワイヤーハーネス	コネクター差し （電線の末端に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう）	長さが50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1ピンにつき 46銭	877円（B）
静岡	平成26年4月25日	車両電気配線装置	カブラー差し	電線の末端に取り付けられた端子をカブラーに差し込むことをいう。	15センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 23銭	913円（B）
					15センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 39銭	
					50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき 45銭	
					2メートルを超える電線について行うもの	1本につき 55銭	

労働局名	現行最低工賃改正日	件 名 等	品 目	工 程	規 格	金 額	備 考
愛知	平成30年3月25日	車両電気配線装置	カプラー差し	電線の末端に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。	20センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 40銭	955円（Ａ） H24. 3. 17 36銭
					20センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 49銭	H24. 3. 17 43銭
					50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき 58銭	H24. 3. 17 50銭
					2メートルを超える電線について行うもの	1本につき 66銭	H24. 3. 17 57銭
三重	平成30年11月18日	車両電気配線装置	カプラー差し	カプラーに電線の末端に取り付けられた端子を差し込む。	長さが500mm以下の電線について行うもの。	1本につき 58銭	902円（Ｂ） H27. 4. 23 52銭
					長さが500mmを超え1,500mm以下の電線について行うもの。	1本につき 66銭	H27. 4. 23 60銭
					長さが1,500mmを超える電線について行うもの。	1本につき 76銭	H27. 4. 23 69銭
兵庫	平成18年3月10日	電気機械器具	ワイヤーハーネス（リードコネクター）	ハウジング入れ（カプラー差し）	50センチメートル以下の電線について行うもの	1端子につき 51銭	928円（Ｂ）
					50センチメートルを超える電線について行うもの	1端子につき 56銭	
島根	平成15年7月6日	電気機械器具	ワイヤーハーネス	差し（カプラーの指定の位置に電線の末端に取付けられた端子を差し込むことをいう。）	長さが50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1端子につき 40銭	824円（Ｄ）
岡山	平成30年3月1日	車両電気配線装置	カプラー差し	電線の末端に取り付けられた端子をカプラー（非防水タイプに限る）に差し込むことをいう。	20センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 35銭	862円（Ｃ） H23. 3. 1 32銭
					20センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 41銭	H23. 3. 1 37銭
					50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき 50銭	H23. 3. 1 45銭
					2メートルを超える電線について行うもの	1本につき 58銭	H23. 3. 1 52銭
広島	平成15年5月24日	電気機械器具	ワイヤーハーネス	コネクターの挿入（コネクターの指定の位置にリード線の末端に取り付けられた端子を差し込むものをいう。）	自動車用で長さが1500ミリメートル以下の電線について行うもの	1か所につき 41銭	899円（Ｂ）
					自動車用で長さが1500ミリメートルを超える電線について行うもの	1か所につき 47銭	
					自動車用以外の電線について行うもの	1か所につき 29銭	
熊本	平成18年4月9日	電気機械器具	ワイヤーハーネス	カプラー差し（電線の末端に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。）	50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき 43銭	821円（Ｄ）
大分	平成12年9月15日	電気機械器具	ワイヤーハーネス	カプラー差し（カプラーに電線の末端に取り付けられた端子を差し込む。）	長さが50センチメートルを超え、2メートル以下の電線について行うもの	1本につき 52銭	822円（Ｄ）
宮崎	令和1年5月16日	内燃機関電装品 ワイヤーハーネス	カプラー差し	電線の末端に取り付けられた端子を、カプラーに差し込むことをいう	50センチメートル以下の電線について行うもの	1穴につき 36銭	821円（Ｄ） H17. 5. 19 31銭
					50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1穴につき 39銭	H17. 5. 19 34銭
鹿児島	平成16年3月11日	電気機械器具、情報 通信機械器具、電子 部品・デバイス	カプラー差し	電線（50センチメートルを超え2メートル以下）の末端に取り付けられている端子をカプラーに差し込む作業		1本につき 42銭	821円（Ｄ）